

平成30年第1回豊頃町議会臨時会会議録

平成30年5月8日（火曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	承認第2号	専決処分の承認（平成29年度豊頃町一般会計補正予算（第9号））
日程第 4	承認第3号	専決処分の承認（平成29年度豊頃町一般会計補正予算（第10号））
日程第 5	議案第31号	平成30年度豊頃町一般会計補正予算（第1号）
日程第 6	議案第29号	豊頃町税条例の一部改正
日程第 7	議案第30号	豊頃町国民健康保険税条例の一部改正

◎出席議員（8名）

1番	中村純也君	2番	小笠原茂人君
3番	坂口尚示君	4番	相澤昌幸君
5番	岩井明君	6番	欠員
7番	大崎英樹君	8番	大谷友則君
9番	藤田博規君		

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	宮口孝君					
副町	長	菅原裕一君					
教	育	長	山本芳博君				
総	務	課	長	富田秀樹君			
企	画	課	長	下重博光君			
住	民	課	長	佐藤則仁君			
福	祉	課	長	山田良則君			
子	育	て	支	援	所	長	廣澤行位君
産	業	課	長	神義宏君			
商	工	観	光	課	長	岩城光洋君	
施	設	課	長	補	佐	由水知之君	
会	計	管	理	者	熊谷雅美君		

農業委員会事務局長	渡 辺 良 英 君
教育委員会教育課長	二 村 比 呂 志 君
消 防 署 長	波 多 野 明 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 川 直 幸 君
庶 務 係 長	沢 崎 真 司 君

午前 10 時 00 分 開会

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、平成 30 年第 1 回豊頃町議会臨時会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員の指名

- 藤田議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、5 番岩井明議員及び 7 番大崎英樹議員を指名します。

◎ 会期の決定

- 藤田議長 日程第 2 会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思えます。
御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。
したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日に決定いたしました。

◎ 承認第 2 号

- 藤田議長 日程第 3 承認第 2 号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。
富田総務課長。

- 富田総務課長 議案書 25 ページをお開き願います。
承認第 2 号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。
本件は、ふるさと応援寄附金制度に係る予算として、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 3 月 19 日に、平成 29 年度豊頃町一般会計補正予算（第 9 号）を専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成 29 年度一般会計補正予算書（第 9 号）の 1 ページをごらんいただきたいと思

います。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億1,866万円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により説明申し上げます。

10ページをお開き願います。歳出について説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費において、7目企画費にふるさと応援寄附に対する贈呈品代など600万円を追加。

次に、歳入につきましては、8ページをごらんください。

17款繰入金、1項繰入金にふるさと振興基金繰入、600万円を追加するものであります。

以上でありますので、御承認くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、承認第2号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

◎ 承認第3号

●藤田議長 日程第4 承認第3号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

富田総務課長。

●富田総務課長 議案書27ページをごらんください。

承認第3号専決処分の承認を求めることについて説明申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年度豊頃町一般会

計補正予算（第10号）を、平成30年3月29日、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものでございます。

一般会計補正予算書（第10号）、1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正について、地方譲与税、利子割交付金ほか各歳入額がおおむね確定したため、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,357万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億5,223万5,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により説明いたします。

8ページをお開き願います。歳入について説明いたします。

2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税に384万1,000円を追加し、2項地方揮発油譲与税から267万6,000円を減額。

3款利子割交付金に51万7,000円を追加。

4款配当割交付金に11万9,000円を追加。

5款株式等譲渡所得割交付金に50万6,000円を追加。

6款地方消費税交付金に533万3,000円を追加。

10ページ、7款自動車取得税交付金に429万5,000円を追加。

8款地方特例交付金に26万2,000円を追加。

9款地方交付税において、普通交付税及び特別交付税合わせて2,879万1,000円を追加。

10款交通安全対策特別交付金に1万8,000円を追加。

11款分担金及び負担金、1項分担金から道営負担事業分1,118万円を減額。

13款国庫支出金、2項国庫補助金から学校施設環境改善交付金事業分105万2,000円を減額。

12ページ、14款道支出金、2項道補助金に地域づくり総合交付金事業分20万円を追加。

16款寄附金にふるさと振興寄附金460万1,000円を追加するものであります。

次に、歳出につきましては、14ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費において、3目財産管理費に基金積立金5,364万3,000円を追加。9目電算情報管理費から庁内LANシステム更新委託料など779万4,000円を減額し、計4,584万9,000円を追加。

4款衛生費、1項保健衛生費に未熟児養育医療費助成事業に係る国庫支出金等精算返還金19万6,000円を追加。

5款農林水産業費、1項農業費から道営事業に係る道営農地整備事業負担金1,2

47万円を減額するものであります。

以上でありますので、御承認くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、承認第3号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。

◎ 議案第31号

●藤田議長 日程第5 議案第31号平成30年度豊頃町一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

富田総務課長。

●富田総務課長 議案第31号平成30年度豊頃町一般会計補正予算(第1号)について説明申し上げます。

補正予算書、1ページをごらん願います。

第1条、歳入歳出予算の補正では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億2,530万円と定めるものであります。

補正の内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から説明いたします。

10ページをごらん願います。

5款農林水産業費、4項水産業費において、1目水産業総務費に大津漁港新上架施設供用開始式典補助金30万円を追加。

この歳出に伴う歳入につきましては、8ページをごらん願います。

9款地方交付税、1項地方交付税に普通交付税30万円を追加。

以上が、本補正の内容でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたし

ます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページをお開きください。

9款地方交付税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

10ページをお開きください。

5款農林水産業費、4項水産業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第29号

●藤田議長 日程第6 議案第29号豊頃町税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤住民課長。

●佐藤住民課長 議案第29号豊頃町税条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、別紙、議案説明書により御説明いたします。議案説明書、1ページをお開きください。

初めに、改正の趣旨であります。本案は、平成30年度の税制改正において、働

き方の多様化等を踏まえ様々な形で働く人を応援する観点から、個人住民税の基礎控除等の見直しを行うとともに、生産性革命の実現に向けた中小企業による設備投資の支援、固定資産税負担軽減措置の拡充、たばこ税率の引上げ及び加熱式たばこの課税方式の見直し、法人住民税申告等の電子情報処理組織を活用した共通電子納税システムの導入など、地方税法の一部を改正する法律等が平成30年3月31日公布されたことに伴い、本町の税条例等の一部を改正を行うものであります。

次に、主な内容でございますが、第1条関係分から適用期日順に御説明いたします。

まず初めに、第52条の改正は、法人町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の計算方法についてであります。申告した後に減額更正があり、その後更に増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税のうち延長後の申告期限前に納付されていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算するというものであります。適用期日は、平成30年4月1日であります。

次に、附則第10条の2の改正は、管理協定が締結された津波避難施設、電気事業者による再生可能エネルギー発電施設及び生産性特別措置法に規定する機械装置等について、固定資産税の課税標準となるべき価格を軽減する割合を規定するものであります。適用期日は、平成30年4月1日であります。

次に、附則第11条及び附則第11条の2の改正は、土地に課する固定資産税の特例に関するものでありまして、附則第11条の改正は、平成30年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る負担調整措置を3年間延長するものであり、附則第11条の2の改正は、土地の価格の据置年度である平成31年度分または平成32年度分において、価格の下落傾向が顕著な場合は価格の修正を行うことができることとするものであります。適用期日は、平成30年4月1日であります。

2ページになります。附則第12条及び第13条の改正についても、土地に対して課する固定資産税の特例に関するもので、固定資産税の評価替えに伴う宅地等及び農地に係る固定資産税の特例を3年間延長するものであります。適用期日は、平成30年4月1日であります。

次に、附則第15条の改正は、特別土地保有税の特例に関するもので、附則第12条に規定する固定資産税の特例の適用がある宅地等に対して課する特別土地保有税の特例を3年間延長するものであります。適用期日は、平成30年4月1日であります。

次に、第92条から第94条の改正につきましては、加熱式たばこの課税方式の見直しに伴いまして、第92条に製造たばこの区分を新たに創設し、現行の第92条を第92条の2とし、第93条の2に加熱式たばこを製造たばことみなす場合の規定を

新設。第94条のたばこ税の課税標準は、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻たばこに換算する方式とするものであります。適用期日は、いずれも平成30年10月1日であります。たばこ税の課税標準における紙巻たばこへの換算方法につきましては、平成30年10月1日から5年間で段階的に移行するものであります。

次に、第95条の改正は、たばこ税の税率についてであります。たばこ税の税率を現行1,000本につき5,262円を5,692円に引き上げるものであります。適用期日は、平成30年10月1日であります。なお、このたばこ税の税率の引き上げにつきましても、平成32年10月と平成33年10月にも予定しており、計3回引き上げることになります。

次に、第24条第2項の改正は、個人の町民税の非課税の範囲に関するものであります。控除対象配偶者の定義変更に伴う規定の整備であります。適用期日は、平成31年1月1日であります。

次に、第36条の2の改正は、町民税の申告に関するものでありまして、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件を見直すものであります。適用期日は、平成31年1月1日であります。

3ページになります。第23条第3項及び第48条第10項から第12項の改正は、法人の町民税の電子申告義務化に関するものであります。第23条第3項の規定は、人格のない社団等については、電子申告義務化に係る規定を適用しないこととする一方、第48条第10項から第12項の規定は、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による電子申告義務を規定するものであります。適用期日は、平成32年4月1日であります。

次に、第24条第1項及び第2項の改正は、個人の町民税の非課税の範囲に関するものであります。平成32年分以降の給与所得控除及び公的年金控除がともに10万円引き下げになることに伴う改正でありまして、第24条第1項の改正は、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件を、現行125万円から10万円引き上げ135万円に、第24条第2項の改正は、均等割の非課税限度額を10万円引き上げるものであります。適用期日は、平成33年1月1日であります。

次に、第34条の2及び第34条の6の改正は、所得割の納税義務者の所得控除及び調整控除の適用について、所得割納税義務者の前年の合計所得金額が2,500万円以下とする所得要件を創設するものであります。適用期日は、平成33年1月1日であります。

次に、附則第5条の改正は、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等に関するものでありまして、給与所得控除及び公的年金控除の10万円引き下げに伴い、所得割非

課税限度額を10万円引き上げるものであります。適用期日は、平成33年1月1日であります。

次に、第2条関係分から4ページの第5条関係分の改正につきましては、今回改正される条例に係るたばこ税の課税標準及び税率の改正についてであります。先ほど、たばこ税の改正の説明の際に若干御説明いたしました。加熱式たばこの紙巻たばこへの換算方法については、平成30年10月から5年間で段階的に移行し、たばこ税の税率を3回引き上げることについての規定であります。

まず、3ページの第2条関係分は、平成30年10月1日から適用される改正条例第94条第3項第1号において、加熱式たばこの重量1グラムをもって紙巻たばこの1本とする換算方法で換算した紙巻たばこの本数に乘じる係数0.8を0.6に改め、第2号において、加熱式たばこの重量0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本とする換算方法及び第3号において、紙巻たばこの1本の金額に相当する金額をもって0.5本とする換算方法で換算した紙巻たばこの本数に乘じる係数0.2を0.4にそれぞれ改めるものであります。適用期日は、平成31年10月1日であります。

4ページ、第3条関係分は、平成31年10月1日から適用される改正条例第94条第3項第1号により換算した本数に乘じる係数0.6を0.4に、第2号及び第3号により換算した本数に乘じる係数0.4を0.6にそれぞれ改め、平成30年10月1日から適用される改正条例第95条のたばこ税の税率について、1,000本につき5,692円を6,122円に引き上げるものであります。適用期日は、平成32年10月1日であります。

第4条関係分は、平成32年10月1日から適用される改正条例第94条第3項第1号により換算した本数に乘じる係数0.4を0.2に、第2号及び第3号により換算した本数に乘じる係数0.6を0.8にそれぞれ改め、第95条に規定するたばこ税の税率について、1,000本につき6,122円を6,552円に引き上げるものであります。適用期日は、平成33年10月1日であります。

第5条関係分は、平成33年10月1日から適用される改正条例第94条第3項において換算した紙巻たばこの本数に乘じる係数をそれぞれ撤廃するものであります。適用期日は、平成34年10月1日であります。

最後に、第6条関係分は、平成27年条例第28号の税条例の一部を改正する条例附則第6条を改正するもので、平成27年度改正に講じた旧3級品の紙巻たばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで延長するものであります。適用期日は、平成30年10月1日であります。

なお、附則といたしまして、第1条には施行期日を、第2条には町民税に関する経

過措置を、第3条及び第4条には固定資産税に関する経過措置を、第5条及び第8条並びに第10条には町たばこ税に関する経過措置を、第6条及び第9条並びに第11条には手持品課税に係る町たばこ税を、第7条には手持品課税に係る町たばこ税に関する経過措置をそれぞれ規定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第30号

●藤田議長 日程第7 議案第30号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤住民課長。

●佐藤住民課長 議案第30号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案につきましても、別紙、議案説明書により御説明いたします。議案説明書、5ページをお開きください。

初めに、改正の趣旨であります。本案につきましては、平成30年度税制改正におきまして、国民健康保険制度における被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中・低所得層の保険税負担の軽減を図るため、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、本町の国民健康保険税条例の一部を改正を行うものであります。

次に、主な改正内容についてであります。第2条第2項及び第23条の改正につ

きましては、課税限度額に関するものであります。改正内容は、保険税負担の公平を図る観点から、課税限度額を次のとおり改めるものでありまして、基礎課税額を現行の54万円から58万円に引き上げるものであります。

次に、第23条第2号及び第3号の改正は、軽減判定基準に関するものであります。改正内容は、中・低所得層の軽減対象世帯を拡大するため、軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を次のとおり改めるものであります。5割軽減対象世帯につきましては、現行27万円を27万5,000円に、2割軽減対象世帯につきましては、現行49万円を50万円にそれぞれ引き上げるものであります。

次に、第24条の2第2項の改正は、申告書類の提示に関するものであります。改正内容は、特例対象被保険者等に係る申告書の提出に当たり、マイナンバーによる情報連携により把握ができる場合は、提示書類の簡素化が図られるというものであります。

適用期日につきましては、いずれも平成30年4月1日であります。

なお、附則といたしまして、第1条に施行期日を、第2条には適用区分を規定しております。

また、本改正案は、本年2月13日開催の豊頃町国民健康保険運営協議会に諮問し、同日改正案どおりに実施するよう答申をされておりますことを申し添えさせていただきます。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉議宣告

- 藤田議長 これで、本日の日程は全て終了しました。
会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

- 藤田議長 これで、平成30年第1回豊頃町議会臨時会を閉会します。
午前10時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員